

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2022年度）

住 所 沖縄県那覇市泉崎1-20-1

事業者名 那覇バス株式会社  
代表者名 代表取締役 小川 吾吉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバスを5台導入する（2022年度）</li> <li>・ワンステップバスを1台導入する（2022年度）</li> </ul>	ノンステップバスを6台を導入した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両等への乗降又は車内での移動について支援	乗降の際のスロープ設置、車いすのベルト固定等の支援を行う	乗降の際のスロープ設置、車いすのベルト固定等の支援を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスロケーションシステムによる情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスロケーションシステムにて車いす対応車両の運行状況を表示し、移動のために必要な情報を提供する</li> </ul>	バスロケーションシステムにて車いす対応車両の一部表示

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス時刻表への掲載・車外における状況提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停に掲載している時刻表の系統番号に車いす対応車両の導入状況を掲載</li> <li>・ノンステップバス対応の車外行先(前面)に車イスのピクトグラムを表示</li> </ul>	バス停時刻表に車いす対応車両の導入状況（一部対応・全部対応）を表示、ノンステップ対応車のピクトグラムを表示。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす利用者に対する対応を学ぶ定期的な研修を行う。</li> </ul>	車いす利用者に対するサービスマニュアルの作成と研修を、新人研修においては必須カリキュラムとして実施。在籍者においても適時実施。継続して取り組んでいく。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
セミナーの実施及び参加	関係機関と連携して講習会や開催されている講習会へ参加し利用者との交流を図る。	関係機関と連携して講習会参加し利用者との交流を図った。継続して取り組んでいく。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ウェブサイトや電話、バス利用者との意見交換会(モニター会議)などで寄せられる利用者からのご意見を社内共有するとともに、取組計画の実施に活用した。内容は接遇・運行に関するものが多く、担当部署において迅速取組改善につなげている。

(3) 報告書の公表方法

当該ホームページへ公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの	計		うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	
															計
前年度車 両数	164	106	84	20	2	2	0	58	58	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	3	1	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	166	110	89	19	2	2	0	56	56	0	0	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
  3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
  4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
  5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
  7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。